

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
環境農林水産部 みどり推進室	<p>下記の業務委託において購入した備品については、契約上、業務委託終了後は府の帰属となっているが、帰属の手続が行われておらず、備品出納簿に記載されていなかった。</p> <p>業務名称：未利用材搬出手法確立業務 契約期間：平成29年2月1日から同年3月27日まで</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【未利用材搬出手法確立業務 仕様書】(抜粋) (ア) 業務の使用に関する留意事項 ・委託料を原資として購入した資機材は、委託契約の終了、若しくは解除の際、府の帰属とし、引継ぎや一時保管その他必要な事項について、府の指示に従うこと。</p> </div> <table border="1" data-bbox="454 978 1501 1207"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品種</th> <th>品目</th> <th rowspan="2">当初受入年月日</th> <th rowspan="2">数量</th> <th rowspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>商品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">機械器具類</td> <td>農工器具</td> <td rowspan="2">平成29年3月27日</td> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">540,000円</td> </tr> <tr> <td>キャプスタン式ポータブルウィンチ</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目	当初受入年月日	数量	金額	商品名	機械器具類	農工器具	平成29年3月27日	2	540,000円	キャプスタン式ポータブルウィンチ	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、今後は法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿(様式第39号)</p> </div>	<p>備品出納簿に登録されていなかった備品について、備品出納簿への登録を行った。</p> <p>今後は法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
品種	品目		当初受入年月日				数量		金額						
	商品名														
機械器具類	農工器具	平成29年3月27日	2	540,000円											
	キャプスタン式ポータブルウィンチ														

監査(検査)実施年月日(委員:一年一月一日、事務局:令和元年6月11日から同年7月5日まで)

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																								
中央卸売市場	<p>平成31年3月31日付で寄付を受諾した、下記の財産「青果スロープ下交差点防犯カメラ」について、固定資産台帳及び備品出納簿に記載されていなかった。また、市場敷地内に既に設置されていた防犯カメラ等についても同様に記載されていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="421 632 1261 1486"> <thead> <tr> <th>商品名</th> <th>数量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フルハイビジョンレコーダー 日本防犯システムJS-RH2016 8TB</td> <td>1台</td> <td>330,000円</td> </tr> <tr> <td>フルハイビジョンBOXカメラ ジーネットGHX-690-EX</td> <td>4台</td> <td>240,000円</td> </tr> <tr> <td>カメラハウジング日本防犯システム PF-EA701</td> <td>4台</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>32型モニター シャープ</td> <td>1台</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>基本電気費</td> <td>1式</td> <td>414,000円</td> </tr> <tr> <td>配線・配管・機器取付設定費</td> <td>1式</td> <td>669,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1式合計</td> <td>1,733,000円</td> </tr> </tbody> </table>	商品名	数量	金額	フルハイビジョンレコーダー 日本防犯システムJS-RH2016 8TB	1台	330,000円	フルハイビジョンBOXカメラ ジーネットGHX-690-EX	4台	240,000円	カメラハウジング日本防犯システム PF-EA701	4台	40,000円	32型モニター シャープ	1台	40,000円	基本電気費	1式	414,000円	配線・配管・機器取付設定費	1式	669,000円		1式合計	1,733,000円	<p>検出事項について、過去の資産も含めて、固定資産の整理及び財務規則に基づく備品出納簿の整備が適正であったかを確認し、是正すべきものがある場合は、速やかに是正されたい。</p> <p>また、財務会計事務のルール等について周知徹底を図り、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方公営企業法】 (計理の方法) 第20条 2 地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の事実に基づき、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って、整理しなければならない。</p> <p>【地方公営企業法施行規則】 (資産勘定の区分) 第5条 固定資産は、次の各号に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。 一 有形固定資産 2 次の各号に掲げる資産は固定資産に属するものとし、それぞれ当該各号に定める項目に属するものとする。 一 次に掲げる資産（ただし、イからチまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。） 有形固定資産 ト 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上のものに限る。）</p> <p>【大阪府企業財務規則】 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 四 仮設備 次に掲げる物のうち、企業に属し、かつ、造成工事に直接使用するものをいう。 ア 不動産(造成資産に属するものを除く。)及びその従物 イ 帳簿価額が10万円以上の備品 五 有形固定資産 前号ア及びイに掲げる物のうち、企業に属し、かつ、仮設備に属さないものをいう。</p>	<p>過去の備品出納簿の整備が適正であったかを確認した結果、平成26年度から平成30年度までに指定管理者から寄付として受諾した防犯カメラ5式について、固定資産台帳及び備品出納簿に登載されていなかった。このため当該防犯カメラについて、固定資産台帳及び備品出納簿に登載し、令和元年度の決算において固定資産として計上した。</p> <p>今後は、財務会計事務のルール等について周知徹底を図り、法令等に基づき、適正な事務処理を行っていく。</p>
商品名	数量	金額																									
フルハイビジョンレコーダー 日本防犯システムJS-RH2016 8TB	1台	330,000円																									
フルハイビジョンBOXカメラ ジーネットGHX-690-EX	4台	240,000円																									
カメラハウジング日本防犯システム PF-EA701	4台	40,000円																									
32型モニター シャープ	1台	40,000円																									
基本電気費	1式	414,000円																									
配線・配管・機器取付設定費	1式	669,000円																									
	1式合計	1,733,000円																									

		<p><b>【大阪府財務規則】</b> (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿(様式第39号)</p>	
--	--	---	--

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和元年6月11日から同年7月5日まで)